

# ASIAGAP

アジアギャップ

ASIA Good Agricultural Practice

( アジアの 良い 農業の やり方 )

農場用 管理点と適合基準

青果物

Ver.2.1

2018年 5月1日 発行

## ～ ASIAGAPの理念 ～

ASIAGAPは人間と地球と利潤の間に矛盾のない農業生産の確立と、生産・流通・消費の信頼関係構築を目指します。

日本及びアジアの農場に向けて、安全な農産物の生産、環境に配慮した農業、農業生産者の安全と人権の尊重、適切な販売管理を実現するための手法としてASIAGAPは開発されました。ASIAGAPが農場に導入されることにより、持続可能な農業経営を確立するとともに、消費者・食品事業者の信頼を確保することができるようになります。

ASIAGAPとは日本の生産環境及びGFSIベンチマーキング要求事項を念頭に置いた農業生産工程管理の手法であり、農業生産者と農産物の買手側の両者が協力して開発するべきものです。農業生産者が継続的に実行可能であり、かつ消費者・食品事業者の信頼に足る農業生産工程管理を構築する必要があります。

ASIAGAPは農業生産者が自主的に取り組むべき経営手法である一方、その導入の達成段階は審査・認証制度を通して社会に広く認知されるべきであり、農業生産者が農産物販売において供給者としての信頼性を表現する基準としても機能すべきものであります。

農産物の安全を確保して消費者を守り、地球環境を保全し、同時に持続的な農業経営を確立することがASIAGAPの目指す最終的な目標です。

## 目次

1. はじめに	p. 1	15. 土の管理	p. 35
2. 本書の利用方法	p. 1	16. 水の利用及び廃水管理	p. 36
3. ASIAGAP審査・認証の流れ	p. 3	17. 圃場及び施設の交差汚染防止等	p. 38
4. 認証までの手順概要	p. 4	18. 機械・設備、運搬車両、収穫関連の容器・備品、 包装資材、掃除道具等の管理	p. 40
5. 前版の取扱い	p. 5	19. エネルギー等の管理、地球温暖化防止	p. 42
6. 著作権	p. 5	20. 廃棄物の管理及び資源の有効利用	p. 42
7. 免責事項	p. 5	21. 周辺環境への配慮及び地域社会との共生	p. 43
8. 用語の定義と説明	p. 5	22. 生物多様性への配慮	p. 44
<b>【管理点と適合基準】</b>			
<b>A. 経営の基本</b>	p. 12	<b>C. 栽培工程における共通管理</b>	p. 44
1. 農場管理の見える化	p. 12	23. 種苗の管理	p. 44
2. 経営者の責任	p. 14	24. 農薬の管理	p. 45
3. 計画及び実績評価	p. 15	25. 肥料等の管理	p. 51
4. 食品安全における前提条件プログラム	p. 17		
5. 生産工程における食品安全に関するリスク管理	p. 18	<b>D. スプラウト類専用項目</b>	p. 54
6. 食品防御及び食品偽装の防止	p. 21		
7. 供給者の管理	p. 22	<b>E. きのこと類専用項目</b>	p. 56
8. 検査・選別	p. 24		
9. 苦情・異常・ルール違反への対応	p. 25		
10. 識別とトレーサビリティ	p. 26		
<b>B. 経営資源の管理</b>	p. 28		
11. 責任者及び教育訓練	p. 28	<b>関連法令及び参考文献一覧</b>	p. 58
12. 人権・福祉と労務管理	p. 31		
13. 作業員及び入場者の衛生管理	p. 33		
14. 労働安全管理及び事故発生時の対応	p. 34		



















































番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
<b>7.2仕入先・サービス提供者の管理</b>					
7.2.1	重要	検査機関の評価・選定	<p>残留農薬、水質、重金属類、微生物、放射性物質等の食品安全に関する検査を行う機関は、該当する分野で下記のいずれかを満たしていることを確認している。</p> <p>① 生産国が認定した検査機関 ② ISO17025認定機関</p>		
7.2.2	重要	仕入先・サービス提供者の評価・選定・モニタリング	<p>① 下記の仕入先・サービス提供者について、信頼性に関する評価・選定・モニタリングの手順を文書化している。</p> <p>1) 水道光熱の提供者、保守業者(電気、水道、ガス、重油等) 2) 原料・資材の提供者(種苗、農薬、肥料、包装資材等) 3) 機械・設備の提供者、保守業者</p> <p>② 上記①の手順に従い業者を評価・選定し、モニタリングしている。これには緊急時の調達を含む。評価・選定・モニタリングの結果を記録している。また、取引を再開する場合には再評価して選定し、その結果を記録している。</p>		
7.2.3	重要	仕入品及び提供されるサービスの仕様	<p>① 農産物の安全性に影響するすべての仕入品及び提供されたサービス(ユーティリティ、輸送、及びメンテナンスを含む)について、文書化された仕様が維持されている。</p> <p>② 上記①の文書化された仕様は、安全に保管されており、また必要に応じて速やかに閲覧できる。</p> <p>③ 仕様書どおりであるかを確認する仕組みがあり、実施している。</p>		
7.2.4	重要	仕入先・サービス提供者との取引	<p>① 仕入先・サービス提供者との取引では、管理点7.2.3の仕様であるか確認し、必要に応じて分析し、その納品書等を保管している。</p> <p>② 管理点7.2.2②で選定されなかった仕入先・サービス提供者と取引していない。</p>		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
<b>8.検査・選別</b>					
8.1	必須	インプット/商品の検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農場は、食品の安全性に影響を与えるインプットの分析を確実にするシステムを持ち、実施している。</li> <li>② 少なくとも管理点5.3で明確にした商品仕様に関し、検査が必要な項目について検査を実施し、商品仕様に適合した商品だけを出荷する手順を文書化しており、手順通り出荷している。</li> <li>③ 上記の検査に必要な装置を特定している。(管理点18.2参照)</li> </ul>		
8.2.1	必須	原子力災害への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 原子力災害に関して、作物の栽培や農産物の出荷に対する行政の規制または監視対象地域に圃場がある場合、行政の指導に従うとともに、出荷する商品について放射能に対する安全性を説明できる。説明の手段には放射能検査を含む。</li> <li>② 土・水・肥料の放射能に関する安全性については下記の管理点で確認している。土(管理点15.1)、水(管理点16.1.1)、肥料(管理点25.1.3)</li> </ul>		
8.3	必須	商品の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 商品の仕様を満たした農産物と満たさない不適合な農産物とが混ざらないように識別管理する手順があり文書化している。手順には不適合な農産物の処置を含む。生物学的・化学的・物理的汚染が最低限となるやり方で商品が取り扱われ、仕分けされ、等級付けされ、かつ包装されている。</li> <li>② 上記の手順通り商品の仕様を満たした農産物と満たさない不適合な農産物の識別管理及び不適合な農産物の処置をしている。</li> <li>③ 食品安全や品質に著しく影響を与える場合には、管理点9.1.1、9.1.2に従って対応している。</li> </ul>		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
<b>9.苦情・異常・ルール違反への対応</b>					
<b>9.1商品に関する苦情・異常への対応</b>					
9.1.1	必須	商品に関する苦情・異常への対応手順	<p>商品に関する苦情・異常が発生した場合の対応について文書化された効果的な重大事故管理手順があり、下記が明確になっている。商品の異常は収穫物や調製中の農産物・出荷物の安全性に関連する重大な不適合の発生を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 商品に関する苦情や異常の発生時における商品管理の責任者への連絡</li> <li>② 状況及び影響の把握(商品回収の必要性の判断を含む)</li> <li>③ 応急対応(影響がある出荷先及び関係機関への連絡・相談・公表、商品回収、不適合品の処置等を含む)</li> <li>④ 原因追及</li> <li>⑤ 是正処置とその完了期限</li> <li>⑥ 法令違反があった場合のASIAGAP審査・認証機関への報告</li> <li>⑦ 取られた是正処置の効果に対する検証</li> <li>⑧ 重大事故管理手順が効果的であることを確認するために定期的にテストする</li> </ol>		
9.1.2	必須	商品に関する苦情・異常への対応	商品に關係する苦情・異常が発生した場合には、管理点9.1.1の管理手順に従って対応したことが記録でわかる。		
9.1.3	重要	商品回収テスト	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 年1回以上、苦情・異常を想定して商品回収のテストを実施し、結果を記録している。</li> <li>② テストの結果に基づき、管理点9.1.1の管理手順を見直している。</li> </ol>		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
<b>9.2農場のルール違反への対応</b>					
9.2.1	必須	農場のルール違反への対応手順	<p>ASIAGAPに関する農場のルール違反が発生した場合の対応について文書化された管理手順があり、下記が明確になっている。</p> <p>① 状況及び影響の把握            ② 応急対応(影響がある出荷先及び関係機関への連絡・相談・公表等を含む)            ③ 原因追及            ④ 是正処置            ⑤ 総合規則に関するルール違反があった場合のASIAGAP審査・認証機関への報告</p>		
9.2.2	必須	農場のルール違反への対応	農場のルール違反が発生した場合には、管理点9.2.1の手順に従って対応したことが記録でわかる。		
<b>10.識別とトレーサビリティ</b>					
<b>10.1トレーサビリティ</b>					
10.1.1	必須	商品への表示	<p>出荷する商品、送り状、納品書等に下記の表示を行っている。</p> <p>① 農場名            ② 名称            ③ 原産地</p>		
10.1.1.1	必須	適切な表示	<p>① 出荷する商品が販売予定国の食品規制に従って表示されていることを確認している。</p> <p>② 意図的にまたは潜在的にアレルギー物質を含むすべての出荷する商品が販売予定国のアレルギー表示規制に従って表示されていることを確認している。</p>		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
10.1.2	必須	出荷記録	<p>出荷した商品の出荷と収穫のつながりがわかる出荷の記録がある。記録には、下記の項目を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 出荷先・販売先</li> <li>② 出荷日</li> <li>③ 品名</li> <li>④ 出荷数量</li> <li>⑤ 収穫ロットまたは収穫ロットと結びついている保管ロット</li> </ul>		
10.1.3	必須	収穫記録	<p>収穫の履歴として、下記を記録している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 収穫ロット</li> <li>② 品名</li> <li>③ 収穫日</li> <li>④ 収穫数量</li> <li>⑤ 収穫した圃場</li> </ul>		
10.2	必須	他農場の農産物の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 他農場の農産物を取り扱っている場合、生産した農場ごとの識別管理と他農場の農産物の意図しない混入を防止する対策ができており、記録から確認できる。</li> <li>② 他農場の農産物を販売する場合は、生産した農場の情報について、販売先に誤解を与えるような表示をしていない。</li> </ul>		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
<b>B. 経営資源の管理</b>					
<b>11.責任者及び教育訓練</b>					
11.1	必須	農場の責任者	<p>① 農場の責任者(管理点2.1参照)は、経営者から農場運営に関する執行を委任されている。</p> <p>② 農場の責任者は、下記に取り組んでいる。</p> <p>1) ASIAGAPに関する文書の改定について把握し、関係する責任者に周知している。</p> <p>2) 自分の担当するASIAGAPの管理点について学習し、そのことを説明できる。</p>		
11.2	必須	商品管理の責任者	<p>① 商品管理の責任者(管理点2.1参照)は、下記の業務を統括している。</p> <p>1) 商品の種類・規格の管理(品目・品種・栽培方法等)</p> <p>2) 梱包・包装の形態や数量・重量を含む出荷仕様</p> <p>3) 商品の表示の管理</p> <p>4) 農産物の安全や品質の確保</p> <p>5) 商品に関する苦情・異常及び商品の回収への対処</p> <p>② 商品管理の責任者は、下記に取り組んでいる。</p> <p>1) 自分の担当するASIAGAPの管理点について学習し、そのことを説明できる。</p> <p>2) 資格の取得または有資格者からの教育などにより商品管理に関する知識を向上させる努力をしている。</p>		
11.3	必須	肥料管理の責任者	<p>① 肥料管理の責任者(管理点2.1参照)は、肥料等の選択・計画・使用・保管の業務を統括している。</p> <p>② 肥料管理の責任者は、下記に取り組んでいる。</p> <p>1) 自分の担当するASIAGAPの管理点について学習し、そのことを説明できる。</p> <p>2) 資格の取得または有資格者からの教育などにより施肥や土壌の管理に関する知識を向上させる努力をしている。</p>		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
11.4	必須	農薬管理の責任者	<p>① 農薬管理の責任者(管理点2.1参照)は、農薬の選択・計画・使用・保管の業務を統括している。</p> <p>② 農薬管理の責任者は、下記に取り組んでいる。</p> <p>1) 自分の担当するASIAGAPの管理点について学習し、そのことを説明できる。</p> <p>2) 資格の取得または有資格者からの教育などにより農薬に関する知識を向上させる努力をしている。</p> <p>3) 農薬使用基準に関する最新情報を入手し、過去1年間に入手した情報を提示できる。</p>		
11.5	必須	労働安全の責任者	<p>① 労働安全の責任者(管理点2.1参照)は、作業中のけが、事故の発生を抑制する業務を統括している。</p> <p>② 労働安全の責任者は、下記に取り組んでいる。</p> <p>1) 自分の担当するASIAGAPの管理点について学習し、そのことを説明できる。</p> <p>2) 資格の取得または有資格者からの教育などにより労働安全に関する知識を向上させる努力をしている。</p> <p>3) 機械・設備の安全な使用方法の情報を入手し理解している。</p> <p>4) 農場内に応急手当ができる者を確保しており、その者が応急手当の訓練を受けていることを証明できる。</p>		
11.6	必須	労務管理の責任者	<p>① 労務管理の責任者(管理点2.1参照)は、農場内部の職場環境・福祉・労働条件管理の業務を統括している。</p> <p>② 労務管理の責任者は、下記に取り組んでいる。</p> <p>1) 自分の担当するASIAGAPの管理点について学習し、そのことを説明できる。</p> <p>2) 資格の取得または有資格者からの教育などにより人権・福祉及び労務管理に関する知識を向上させる努力をしている。</p>		



番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
11.7	重要	作業員への教育訓練	<p>① 年1回以上、管理点2.1で示している責任者は自分の担当している範囲について、農場内の該当する作業員すべてに、ASIAGAPに基づく農場のルールを教育訓練を実施している。各責任者は、教育訓練の結果を記録をしている。記録には実施日、参加者、実施内容が記載されている。また教育訓練に使用した資料を提示できる。</p> <p>② 作業員に外国人がいる場合には、その作業員が理解できる表現(言語・絵等)で教育訓練を実施している。</p>		
11.8	必須	公的な資格の保有または講習の修了	法令に基づく公的な資格の保有または講習修了が必要な作業を行っている作業員は、必要な講習の受講や試験に合格していることを証明できる。		
11.9	重要	訪問者に対する注意喚起	<p>下記に関して、訪問者が守るべき農場のルールが文書化されている。ルールを訪問者に伝え、注意を喚起している。訪問員に外国人がいる場合には、その入場者が理解できる表現(言語・絵等)でルールを伝えている。</p> <p>① 労働安全 ② 食品安全 ③ 環境への配慮</p>		
11.10	努力	人材育成	<p>後継者や作業員の育成に向けて、下記の取組を行っている。</p> <p>① 農場管理システム(管理点1.3参照)や生産計画(管理点3.1参照)の策定に後継者や作業員を参加させている。</p> <p>② 計画と実績の比較(管理点3.4参照)等、経営に関する情報について、後継者や作業員との共有化を進めている。</p> <p>③ 後継者や作業員に対し、権限を伴った責任の付与(権限委譲)を進めている。</p>		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
<b>12.人権・福祉と労務管理</b>					
12.1	必須	労働力の適切な確保	<p>① 労働者の名簿がある。名簿には少なくとも氏名・生年月日・性別・住所・雇入れの年月日が記載されている。個人情報守秘義務を遵守して管理している。</p> <p>② 外国人労働者を採用する場合、在留許可があり就労可能であることを確認している。</p> <p>③ ILO条約またはより厳格な法令がある場合はその法令で定義されている「児童労働」を利用していない。また、年少者の雇用は、法令に準拠している。</p> <p>* 同居の親族のみで運営されている場合(家族経営)、該当外となる。その他の場合は、使用者(経営者)と作業員との間に使用従属性があるか、労働の対価として賃金を支払っているかということを主なポイントとして労働者に相当するかを判断する。季節的な短期雇用者も労働者となる。</p>		
12.2	必須	強制労働の禁止	<p>下記のことが起きないように対策を実施している。</p> <p>① 人身売買、奴隷労働及び囚人労働を利用して労働力を確保すること。</p> <p>② 労働者に対して、暴行、脅迫、監禁その他精神または身体の不自由を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反した労働を強制すること。</p>		
12.3	重要	使用者と労働者のコミュニケーション	<p>① 使用者と労働者との間で、年1回以上、労働条件、労働環境、労働安全等について意見交換を実施し、実施内容を記録している。</p> <p>② 使用者と労働組合または労働者の代表者との間で自由な団体交渉権が認められており、締結した協約または協定がある場合にはそれに従っている。</p> <p>* 労働者がいない場合は該当外</p>		
12.4	必須	差別の禁止	<p>雇用や昇進・昇給の決定は、対象となる業務を遂行する能力の有無やレベルだけを判断材料とし、人種、民族、国籍、宗教、性別によって判断していない。</p> <p>* 労働者がいない場合は該当外</p>		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
12.5	重要	労働条件の提示	<p>① 使用者は、労働者に対して、就労前に下記に示す労働条件を文書で示している。</p> <p>1) 従事する業務内容と就業する場所  2) 労働する期間、期間が限定される場合には雇用契約の更新に関する事項  3) 労働する時間、休憩時間、休日  4) 賃金とその支払方法及び支払い時期  5) 退職に関する事項(雇用の解除に関する権利、解雇の条件等)</p> <p>② 外国人労働者の場合には、労働者が理解できる言語で労働条件を文書で示している。</p> <p>* 労働者がいない場合は該当外</p>		
12.6	重要	労働条件の遵守	<p>① 労働者の労働時間、休日、休憩は法令に従っている。</p> <p>② 労働者の賃金は、最低賃金の制度がある国では法令で定められた最低賃金を下回っていない。最低賃金の制度がない国では、管理点12.5で示した賃金を下回っていない。</p> <p>③ 深夜労働・時間外労働・休日労働の割増賃金については法令に従っている。</p> <p>④ 労働者は、管理点12.5で定めた労働条件に従った一定期日に賃金を受け取っている。</p> <p>⑤ 賃金から控除されるものは不当または過剰なものではない。</p> <p>* 労働者がいない場合は該当外</p>		
12.7	重要	労働者用住居	<p>労務管理上の必要から使用者が労働者に住居を提供する場合、その住居は安全で、健康的な生活環境の整備が行われている。</p>		
12.8	努力	家族経営協定	<p>同居の親族のみの経営(家族経営)の場合、家族全員が働きやすい就業環境について、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めた協定がある。</p>		
12.9	努力	職場環境の整備	<p>① 作業者の生理的な要求を認識し、適切な職場環境となるように対策を講じている。</p> <p>② 圃場、倉庫、農産物取扱い施設における身体に負担のかかる作業を認識して対策を講じている。</p>		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
<b>13.作業者及び入場者の衛生管理</b>					
13.1	必須	作業者及び入場者の健康状態の把握と対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農産物を通して消費者に感染する可能性がある疾病に感染しているまたはその疑いのある作業者及び入場者を、事前に農場の責任者がふるい分けしている。</li> <li>② 農場の責任者は、①に該当する者に対して、収穫及び農産物取扱いの工程への立入・従事を禁止している。</li> </ul>		
13.2	重要	作業者及び入場者のルール	<p>下記の項目について農産物の汚染のリスクに基づいた衛生管理に関する必要なルールを決め、収穫及び農産物取扱いに従事する作業者及び入場者に周知し実施させている。ルールは文書化している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 作業着、帽子、マスク、靴、手袋等の装着品</li> <li>② 手洗いの手順(手洗いの訓練と頻度を含む)、消毒、爪の手入れ</li> <li>③ 喫煙、飲食、痰や唾の処理及び咳やくしゃみ等の個人の行動</li> <li>④ トイレの利用</li> <li>⑤ 農産物への接触</li> <li>⑥ 身の回り品(宝石類、腕時計等)の取扱い(収穫及び取扱いエリアに持ち込まない)</li> </ul>		
<b>13.3衛生設備に関連する管理</b>					
13.3.1	重要	手洗い設備	手洗い設備は、トイレ及び農産物取扱い施設の近くに用意されている。手洗い設備は衛生的に管理され、衛生的な水(管理点16.1.2参照)を使った手洗いができる流水設備と手洗いに必要な洗浄剤・手拭・消毒等の備品がある。		
13.3.2	重要	トイレの確保と衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 作業員に対し十分な数のトイレが作業現場の近くにある。</li> <li>② トイレは定期的に清掃されており、衛生的である。</li> <li>③ トイレは衛生面に影響する破損があれば補修されている。</li> <li>④ トイレの汚物・汚水は適切に処理されており、圃場や施設、水路を汚染しないようにしている。</li> </ul>		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
<b>14.労働安全管理及び事故発生時の対応</b>					
14.1	必須	作業者の労働安全	<p>① 圃場、作業道、倉庫・農産物取扱い施設及びその敷地等における危険な場所、危険な作業に関するリスク評価を年1回以上実施し、事故やけがを防止する対策を文書化している。リスク評価とその対策は、自分の農場及び同業者で発生した事故やけがの情報や自分の農場で発生したヒヤリハットの情報を参考にしている。危険な作業として下記を必ず評価の対象としている。</p> <p>1) 乗用型機械の積み降ろし及び傾斜地や段差での使用  2) 耕耘機の使用  3) 草刈機(刈払い機)の斜面・法面での使用  4) 脚立の使用</p> <p>② 上記①で立てた事故やけがを防止する対策を周知し実施している。  ③ 圃場、倉庫、農産物取扱い施設及び作業内容に変更があった場合には、リスク評価とその対策を見直している。</p>		
14.2	重要	危険な作業に従事する作業員	<p>管理点14.1で明確にした危険な作業を実施する作業員は下記の条件を満たしている。</p> <p>① 安全のための十分な教育・訓練を受けた者である(管理点11.7参照)。  ② 法令で要求されている場合には、労働安全に関しての公的な資格もしくは講習を修了している者、またはその者の監督下で作業を実施している(管理点11.8参照)。  ③ 酒気帯び者、作業に支障のある薬剤の服用者、病人、妊婦、年少者、必要な資格を取得していない者ではない。  ④ 高齢者の加齢に伴う心身機能の変化をふまえた作業分担の配慮をしている。  ⑤ 安全を確保するための適切な服装・装備を着用している。</p>		
14.3	重要	労働事故発生時の対応手順	労働事故発生時の対応手順や連絡網が定められており、作業員全員に周知されている。		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
14.4	重要	事故への備え	労働事故発生に備えて、清潔な水及び救急箱がすぐに使えるようになっている。救急箱の中身は管理点14.1で評価したリスクへの対応に必要なものを用意している。		
14.5	必須	労働災害に関する備え(強制加入)	法令において労働災害の補償に関する保険が存在し、農場がその保険の強制加入の条件に相当する場合にはその保険に加入している。		
14.6	努力	労働災害に関する備え(任意加入等)	① 労働者が労働災害にあった場合の補償対策ができていない(管理点14.5で保険に加入している場合を除く)。 ② 経営者や家族従事者が労働災害にあった場合の補償対策ができていない。		
<b>15.土の管理</b>					
15.1	必須	土壌の安全性	下記の情報を参考に、土壌(客土・培土・水耕栽培の培地を含む)の安全性について年1回以上リスク評価し、問題がある場合には行政に相談して対策を講じている。リスク評価の結果と対策を記録している。 ① 土壌の安全性に関する、行政による通知・指定の有無 ② 管理点1.2の周辺の状況、これまでの圃場の使用履歴		
15.2	重要	土壌流出の防止	風や水による土壌流出を食い止めるような耕作技術を利用している。		
15.3	重要	土づくり	圃場の土壌特性を把握し、持続的な土地利用のための土づくりを行っている。		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
15.4	努力	汚染水の流入対策	<p>① 汚水の圃場への流入による土壌及び作物に対する影響がないように、対策を講じている。</p> <p>② 汚水が流入した場合、作物や土壌に対する食品安全のリスク評価を実施し、必要な対策を講じている。行政の規制がある場合には、汚水に接した作物は規制に従っている。リスク評価の結果及び対策を記録している。</p>		

## 16.水の利用及び廃水管理

### 16.1生産工程で使用する水の安全性

16.1.1	必須	生産工程で使用する水の安全性	<p>① 生産工程で使用する水の種類(水道水、農業用水、井戸水、河川水、ため池水、雨水、廃水の利用等)とその水源及び貯水場所を把握している。</p> <p>② 生産工程で使用する水が目的の用途に適した水質であり、農産物に危害を与える要因(病原性微生物、重金属類、農薬、有機溶剤、放射性物質等)がないか、リスク評価を年1回以上実施し、必要な対策を講じている。リスク評価には生物学的、化学的危険要因の検討が含まれている。リスク評価は下記1)から3)までの情報を利用して行い、検査が必要と判断した項目については水質検査を実施し、問題がないことを確認している。検査の頻度は水源及び断続的かつ一時的汚染(例:豪雨、洪水など)を含む環境汚染のリスクを考慮している。</p> <p>1) 水源及び貯水場所やその周辺で行われた行政等による水質調査の結果あるいは廃水と糞尿の安全な使用に関するWHOガイドライン</p> <p>2) 使用目的(灌水、農薬希釈、収穫後の洗浄等)及び使用する栽培ステージ</p> <p>3) 水源及び貯水場所の周辺の状況</p> <p>③ 上記②のリスク評価の結果(必要な場合には水質検査の結果を含む)及びその対策は記録されている。</p> <p>④ 屋内の生産設備には、清潔な保管場所と手洗い・器具・収穫後の農産物の洗浄に十分な水供給システムが適切に備わっている。</p>		
--------	----	----------------	--	--	--

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
16.1.2	必須	農産物取扱い工程で使用する水の安全性	農産物を最後に洗う水、収穫後に霧吹きに使う水、農産物と触れる水、農産物と接触する機械や容器の洗浄に使用する水及び作業者の手洗いに使用する水を衛生的に取り扱っている。また、水質検査を年1回以上行い、大腸菌不検出であることを確認し、検査結果を保管している。主に生食するものは行政が飲用にできると認められた水を使用している。 問題が発見された場合は使用を一時中止し、行政に相談している。		
16.1.3	重要	ため水洗浄及び再利用する水の衛生管理	① 容器に水を貯めて農産物を洗浄する場合は、水を掛け流している。 ② 農産物を洗う水をくり返し使う場合、その水をろ過・消毒し、pHや消毒剤の濃度を定期的に点検し、記録している。ろ過は、水中の固形物や浮遊物を効率的に取り除くもので、定期的に行っている。		
16.1.4	重要	養液栽培で使用する水の安全性	養液栽培の培養液が汚染されないように対策を講じている。		
16.1.5	重要	水の保管	生産工程で使用する水を保管する場合、タンク、容器、貯水槽が水または農産物の汚染源とならないように対策を講じている。		
16.2	重要	水源等の保護	自分の管理する水源、貯水場所及び水路が故意または偶発的に汚染されることを防止する対策を講じている。		
16.3	重要	廃水の管理	生産工程に使用する水の水質の劣化を防ぐために圃場及び農産物取扱い施設で発生した廃水やそれに含まれる植物残渣、掃除ゴミ等を管理している。		
16.3.1	重要	培養液の排液管理	養液栽培は、培養液の排液の量や排液中の肥料分を削減する工夫をしている。		
16.4	重要	水の使用量の把握と節水努力	① 水の使用量に関する行政や地域での取り決め、指導・許可制度がある場合は、それに従って節水に協力している。 ② 上記①に該当する場合、灌漑水量及び農産物取扱い施設の使用水量を把握している。		



番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
<b>17.圃場及び施設の交差汚染防止等</b>					
17.1	重要	有害生物への対応	① 農産物取扱い施設内において、有害生物(小動物、昆虫及び鳥獣類等)の侵入・発生を防止する手順を文書化して実施している。 ② 駆除する場合には、食品安全に影響がない方法で実施している。		
17.2	重要	喫煙・飲食の場所	喫煙・飲食をする場所は、農産物に影響がないように対策を講じている。		
17.3	努力	更衣場所、所持品の保管場所	農産物取扱い施設では、作業者が更衣する場所や所持品を預けられる場所を確保している。		
17.4	重要	青果物の保管	汚染に対するリスク評価を年1回以上実施し、物理的、化学的及び生物学的製品汚染リスクを低減させるための手順を定め、農産物が指定エリアにおいて保持・保管され、下記を含め最適な状態で取り扱われている。リスク評価の結果を記録している。 ① 農産物を保管する場所は適切な温度と湿度が保たれている。 ② 天井・壁等に結露した水滴が農産物に触れないようになっている。 ③ 光に敏感な農産物(ジャガイモ等)を長期間保管する場合、光が入らない場所で保管している。		
17.5	必須	圃場及び倉庫における汚染と交差汚染の防止	① 圃場及び倉庫における下記のもの、汚染と交差汚染に対するリスク評価を年1回以上実施し、物理的、化学的及び生物学的製品汚染リスクを低減させるための手順を定め、必要な対策を講じている。対策は他の管理点の対策を引用してもよい。 1) 種苗、作物及び農産物(特定の作物を含む) 2) 包装資材 3) 収穫及び農産物取扱い関連の機械・設備・輸送車両・容器・備品等 ② リスク評価の結果及び対策を記録している。		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
17.6	必須	農産物取扱い施設における汚染と交差汚染及び異物混入の防止	<p>① 農産物取扱い施設及びその敷地内における下記のものの、汚染と交差汚染及び異物混入に対するリスク評価を年1回以上実施し、物理的、化学的及び生物学的製品汚染リスクを低減させるための効果的で適切な手順を定め、必要な対策を講じている。なお、対策には立地や施設構造の見直しを含む。対策は他の管理点の対策を引用してもよい。</p> <p>1) 農産物(特定の作物を含む) 2) 包装資材 3) 収穫及び農産物取扱い関連の機械・設備・輸送車両・容器・備品等</p> <p>② リスク評価の結果及び対策を記録している。</p>		
17.7	必須	農産物取扱い施設のレイアウト	農産物取扱い施設のレイアウト図(見取り図)がある。		
17.8	重要	施設の設置・設計・建設	<p>施設は下記を考慮して設置・設計・建設されている。</p> <p>① 適正衛生規範 ② 農産物の汚染防止 ③ 昆虫・齧歯動物・鳥類などの有害生物の寄生の阻止</p>		
17.9	必須	アレルギー管理	すべての農産物取扱い施設においてアレルギー管理計画を整備している。これには、アレルギーとの交差接触のリスク評価及び交差接触を低減または排除するための手順と管理手段を含む。		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
17.10	必須	新規圃場の適性の検討	<p>下記の項目について検討した上で、新規圃場の使用を判断している。検討の結果を記録している。</p> <p>① 農産物の安全(管理点15.1、16.1.1、24.5.1参照)  ② 労働安全(管理点14.1参照)  ③ 周辺環境への影響(管理点21.1参照)  ④ 自然保護地域の開発規制</p>		
17.11	重要	新規圃場の問題への対策	管理点17.10の検討の結果、改善を行った場合は、対策の内容とその結果を記録している。		
<b>18.機械・設備、運搬車両、収穫関連の容器・備品、包装資材、掃除道具等の管理</b>					
18.1	重要	機械・設備及び運搬車両の点検・整備・清掃・保管	<p>① 保有する機械・設備及び運搬車両のリストがある。そのリストには設備・機械及び運搬車両に使用する電気、燃料等が明確になっている。</p> <p>② 機械・設備及び運搬車両は、必要な点検・整備・清掃・洗浄・消毒の手順を文書化して適期に実施し、その記録を作成している。外部の整備サービスを利用している場合は、整備伝票等を保管している。</p> <p>③ 機械・設備及び運搬車両は、食品安全、労働安全及び盗難防止に配慮して保管している。</p>		
18.1.1	重要	容器・車両の衛生管理	収穫物(梱包資材を含む)と出荷物の輸送に利用される、外注車両を含むすべての容器と車両が農産物の輸送という目的に適しており、かつ交差汚染の原因とならないよう、手入れが行き届いており清潔である。		
18.2	重要	検査機器・測定機器・選別装置及びその標準の管理	商品検査、選別、計量及び工程の検証に使用する機器やその標準品(テストピース等)を一覧表に書き出し、それらが正確に測定・計量・選別できるように定期的に点検し記録している。校正を必要とする食品安全リスクに関する装置については広く認められている基準や方法によってトレーサ(追跡検証)可能な校正を行っている。		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
18.3	重要	収穫や農産物取扱いに使用する容器・備品・包装資材の管理	<p>下記の内容を含む農産物の物理的、化学的及び生物学的汚染を低減させるための手順を定めている。</p> <p>① 収穫工程及び農産物取扱い工程で使用する包装資材、収穫関連容器・備品及び農産物保管容器が劣化・損傷・汚染されていないか定期的に点検している。</p> <p>② 点検の結果、不具合を発見した場合には、修理・洗浄・交換等の対策を講じている。</p> <p>③ 複数の包装資材を使用している場合、包装資材の誤使用・誤表記を防ぐ工夫をしている。</p>		
18.4	重要	掃除道具及び洗浄剤・消毒剤の管理	<p>下記の内容を含む農産物の汚染を低減させるための手順を定めている。</p> <p>① 収穫工程及び農産物取扱い工程で使用する機械・設備、収穫関連容器・備品及び農産物保管容器を掃除する掃除道具は他の掃除道具と分けて使用して保管している。</p> <p>② 掃除道具の劣化・損傷等により農産物が汚染されないように、掃除道具を定期的に点検して必要に応じて交換している。</p> <p>③ 掃除道具は、使用后、所定の場所に衛生的に保管されている。</p> <p>④ 掃除・消毒に使用する洗浄剤や消毒剤は、食品安全上問題のないものを使用しており、所定の場所に安全に保管されている。</p>		
18.5	重要	機械油の使用	<p>収穫工程及び農産物取扱い工程で農産物と接触する可能性のある機械可動部へ注油する場合は食品安全に影響がないように対策を講じている。</p>		
18.6	重要	機械・設備の安全な使用	<p>① 機械・設備の使用に際しては、取扱説明書やメーカーの指導に従って使用している。</p> <p>② 安全性を損なう改造を実施していない。</p> <p>③ 購入時には機械・設備の安全性の評価を行っている。</p>		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
18.7	重要	農産物接触面の安全性	<p>農産物と接触する機械・設備、運搬車両、包装資材、収穫関連容器・備品及び保管容器等は下記の条件を満たしている。</p> <p>① 接触面の素材による食品安全への影響を検討し、影響がある場合は使用していない。</p> <p>② 接触面が農産物の表面を損傷させない状態となっている(切断等の意図する損傷は除く)。</p> <p>③ 接触面が清掃、殺菌または洗浄及びメンテナンスをしやすい構造である。</p>		
<b>19.エネルギー等の管理、地球温暖化防止</b>					
19.1	必須	燃料の保管管理	<p>① 燃料の保管場所は火気厳禁となっている。</p> <p>② 燃料の保管場所には危険物表示がされている。</p> <p>③ ガソリンの保管は、金属製容器を使用し、静電気による火災を防いでいる。</p> <p>④ 燃料の保管場所には、消火設備・消火器が配置されている。</p> <p>⑤ 燃料もれがない。また、燃料もれに備えた対策が実施されている。</p>		
19.2	重要	温室効果ガス(CO <sub>2</sub> )の発生抑制及び省エネルギーの努力	<p>電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギー使用量を把握した上で、温室効果ガスである二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の発生抑制と省エネルギーの努力をしている。</p>		
<b>20.廃棄物の管理及び資源の有効利用</b>					
20.1	必須	廃棄物の保管・処理	<p>① 農場及び農産物取扱い施設で発生する廃棄物を把握し、その保管方法と処理方法を文書化している。農産物、資材類、さらには環境を汚染しないように保管し、処理をしている。</p> <p>② 上記①の通り廃棄物を保管・処理している。</p>		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
20.2	重要	資源の有効利用	<p>農場から出る廃棄物について、下記の項目について取り組んでいる。</p> <p>① 廃棄物の減量 ② 決められた場所に分別して保管 ③ リサイクルの努力をしている</p>		
20.3	必須	整理・整頓・清掃	<p>圃場、倉庫、農産物取扱い施設及びその敷地内が整理・整頓・清掃されており、廃棄物の散乱がない。</p>		
<b>21.周辺環境への配慮及び地域社会との共生</b>					
21.1	重要	周辺環境への配慮	<p>① 農場や農産物取扱い施設の周辺住民等に対し騒音、振動、悪臭、虫害・煙・埃・有害物質の飛散・流出等に関して配慮している。 ② 農業用機械が圃場から公道に出なければならない場合には、通行人や車両の迷惑とならないように、周辺を十分確認している。</p>		
21.2	重要	地域内の循環を考慮した農業の実践	<p>① 圃場に有機物を投入する場合は、地域で発生した有機物を優先的に使用している。 ② 農場や農産物取扱い施設で発生した植物残渣を堆肥や飼料等として利用する場合、地域内で優先的に利用している。</p>		
21.3	努力	地域社会との共生	<p>① 農場のある地域の共通ルールや慣習を理解し、それに従っている。 ② 地域行事への積極的な参加を図り、地域内での円滑なコミュニケーションを図っている。</p>		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
<b>22.生物多様性への配慮</b>					
22.1	努力	生物多様性の認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農場と農場周辺に生息する動植物を把握している。また、その中に希少野生動植物がいるか把握している。</li> <li>② 過去に存在していたが減少もしくは確認できなくなった動植物を把握している。</li> <li>③ 上記①と②についてリスト化しており、把握した動植物の存在の増減を年1回以上確認して記録している。</li> </ul>		
22.1.1	重要	外来生物の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農業生産で使用する外来生物が生態系を乱さないような管理をしている。</li> <li>② 外来生物の活用について行政の指導がある場合にはそれに従っている。</li> </ul>		
22.2	努力	環境保全に対する方針に基づく活動	農業が環境に与える影響及び環境が農業に与える影響の両面を認識した上で、地域社会の一員として、環境と生物多様性に対してどのように貢献できるかの方針を持って活動している。		
<b>C. 栽培工程における共通管理</b>					
<b>23.種苗の管理</b>					
23.1	必須	種苗の調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 種苗を購入した場合、品種名、生産地、販売者、使用農薬の成分(種子の場合は種子消毒、苗の場合は種子消毒及び育苗期間中に使用した農薬すべて)と使用回数が記載された証明書等を保管している、または記録している。</li> <li>② 自家増殖の場合、採取した種苗の圃場を記録している。</li> <li>③ 行政による検疫対象の種苗の場合、検査に合格していることを確認している。</li> </ul>		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
23.2	重要	播種・定植の記録	<p>播種・定植について下記を記録している。</p> <p>① 種苗ロット ② 播種・定植の方法(機械の特定を含む) ③ 播種・定植日 ④ 圃場の名称または圃場番号</p>		
23.3	必須	遺伝子組換え作物の栽培・保管・販売	<p>遺伝子組換え作物は下記の項目を満たしている。</p> <p>① 栽培する国・地域の行政の指導に従って栽培している。 ② 栽培する国で許可された品種である。 ③ 栽培記録において、遺伝子組換えであることを明記している。 ④ 遺伝子組換え作物と非遺伝子組換え作物の圃場を明確に区分して栽培している。 ⑤ 種苗と農産物は、遺伝子組換え作物と非遺伝子組換え作物を明確に区分して保管している。 ⑥ 取引する国の行政の指導に従って販売している。 ⑦ 取引する国の行政が販売を許可した品種である。 ⑧ 取引する国の行政による遺伝子組換え農産物に関する表示義務に従っている。法令が存在していない場合は、少なくとも作物の名称、原産地、「遺伝子組換え」または「遺伝子組換え、不分別」のいずれかを表示する。</p>		
<b>24.農薬の管理</b>					
<b>24.1農薬使用計画</b>					
24.1.1	必須	IPMの実践	<p>① 農薬管理の責任者は、耕種的防除・生物的防除・物理的防除及び化学的防除を適切に組み合わせることにより、病害虫・雑草による被害を抑える計画としている(総合的病害虫・雑草管理(IPM: Integrated Pest Management))。</p> <p>② 過去の病害虫・雑草の発生状況、農薬使用計画・実績による改善策を検討し、その結果を農薬使用計画に反映している。</p>		



番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
24.1.2	必須	農薬の選択・計画	<p>農薬管理の責任者は下記を満たした農薬使用計画を立てている。</p> <p>① 使用する予定の農薬の商品名、有効成分、適用作物、適用病害虫・雑草、希釈倍数、使用量、使用回数、総使用回数、使用時期、使用方法(散布以外)を書いた農薬使用計画がある。</p> <p>② 上記の農薬使用計画は、生産国の農薬使用基準を満たしている。</p> <p>③ 取引先及び地域の規制要求がある場合には、その農薬使用基準を満たしている。</p> <p>④ 輸出を検討している場合は、輸出先の国で使用が禁止されている農薬を使っていない。また、使用が認められている農薬は、残留農薬基準を確認した上で選択している。</p> <p>⑤ 水田または水系に近い圃場での使用については、魚毒性を考慮している。</p> <p>⑥ 農薬使用計画は、ポストハーベスト農薬を含んでいる。</p>		
24.1.3	重要	耐性・抵抗性の防止	過去に使用した農薬を把握し、耐性・抵抗性が生じないような防除計画を立てている。ラベルに指示がある場合はそれに従っている。		
24.1.4	必須	残留農薬の後作への考慮	今作で使う農薬が後作の作物にも適用があるか確認し、後作で残留農薬基準違反を起こさないように対策を講じている。		
<b>24.2 農薬の準備</b>					
24.2.1	必須	農薬使用の決定	<p>① 農薬管理の責任者は、管理点24.1.2で立てた農薬使用計画に従って農薬使用を決定している。</p> <p>② 計画を変更する場合には、変更した農薬使用計画が管理点24.1.2を満たしているか再度確認してから決定している。</p> <p>③ 収穫予定日から逆算して使用日を決定している。</p> <p>④ その他、ラベルの指示事項に従っている。</p>		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
24.2.2	必須	農薬の準備・確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農薬管理の責任者の許可・指示なく農薬を準備・使用していない。</li> <li>② 最終有効年月を過ぎた農薬を使用していない。</li> </ul>		
24.2.3	必須	散布液の調製	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農産物や環境に危害のない場所で散布液を調製している。</li> <li>② 農薬を正確に計量している。</li> <li>③ こぼれた農薬を処理するための農薬専用の道具がある。</li> <li>④ 農薬の計量と散布液の調製は、ラベルに従い、防除衣・防除具を着用して行っている。</li> <li>⑤ 散布液の調製時に給水ホースをタンクに入れて攪拌していない。</li> </ul>		
24.2.4	必須	農薬の計量・希釈	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 必要な散布液量を計算し、散布後に散布液や散布薬剤(粒・粉)が余らないようにしている。</li> <li>② 正確に希釈している。</li> <li>③ 混用が必要な場合はラベルの指示に従い、剤型による投入の順番を考慮して良く混ぜている。</li> <li>④ 計量カップや農薬の空容器は使用后、3回以上すすぎ、すすいだ水は薬液のタンクへ希釈用の水の一部として戻している。</li> </ul>		
<b>24.3農薬の使用と記録</b>					
24.3.1	必須	防除衣・防除具の着用	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農薬使用にあたり、作業者は農薬のラベルの指示に従って適切な防除衣・防除具を着用している。</li> <li>② マスクについては、使用回数・期間の指定がある場合にはそれに従っている。</li> </ul>		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
24.3.2	必須	防除衣・防除具の洗淨	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農薬使用後は、防除衣・防除具による交差汚染を防いでいる。</li> <li>② 再利用する防除衣及び防除具は使用後に洗淨している。</li> <li>③ 防除衣は着用後に他の服とは分けて洗淨しており、手袋は外す前に洗っている。</li> <li>④ ゴム長靴は靴底までしっかりと洗っている。</li> <li>⑤ 破れたり痛んだりした防除衣やマスクの汚れたフィルターは新しく替えている。</li> </ul>		
24.3.3	重要	防除衣・防除具の保管	防除衣・防除具を農薬及び農産物と接触しないように保管している。また、乾かしてから保管している。		
24.3.4	重要	残液の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 調製した散布液は、対象圃場で使い切るようにしている。</li> <li>② 農薬散布後の残液の処理は、行政の指導に従っている。行政の指導がない場合には、自分が管理する特定の場所で、農産物や水源に危害がない方法で処理している。</li> </ul>		
24.3.5	必須	農薬散布機の洗淨と洗淨液の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 散布設備に農薬が残らないような洗淨手順を決めた上で、散布後は散布機、ホース、ノズル、接合部及びタンクを速やかに洗淨している。</li> <li>② 散布設備の洗淨は、自分が管理する特定の場所で、農産物や水源に危害がない方法で行っている。</li> <li>③ 洗淨液は管理点24.3.4②と同様の方法で処理している。</li> </ul>		
24.3.6	重要	再入場の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農薬を使用した直後の圃場や圃場周辺への立入について、ラベルに指示がある場合には、それに従っている。入場を制限する警告を周知している。</li> <li>② ラベルに指示がなくても、散布した農薬が乾くまでは圃場には立ち入らない。</li> </ul>		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
24.3.7	必須	農薬使用の記録	<p>農薬を使用した場合、下記の項目を記録している。</p> <p>① 対象作物(農薬登録における適用作物名)  ② 使用場所(圃場名等)  ③ 使用日  ④ 農薬の商品名  ⑤ 使用目的(適用病害虫・雑草名)  ⑥ 有効成分  ⑦ 希釈倍数が指定されている場合には希釈倍数と散布液量、使用量が指定されている場合には10a当たりの使用量  ⑧ 使用時期(収穫前日数等)  ⑨ 使用方法(散布機等の機械の特定を含む)  ⑩ 作業人名</p>		
24.3.7.1	必須	農薬の適正使用に関する検証	<p>① 農薬使用記録から農薬使用が管理点24.2.1①②に従って適切であったことを収穫前に農薬管理の責任者が検証し記録している。  ② 使用時期については、収穫後で農産物を出荷する前に管理点24.2.1③に従って適切であったか農薬管理の責任者が検証して記録している。</p>		
<b>24.4 農薬の保管</b>					
24.4.1	必須	農薬保管庫の管理	<p>① 農薬を農薬保管庫外に放置していない。  ② 農薬管理の責任者が農薬保管庫の鍵を管理し、誤使用や盗難を防止している。  ③ 農薬保管庫は強固であり、施錠されており、農薬管理の責任者の許可・指示なく農薬に触れることができないようになっている。  ④ 毒物・劇物及び危険物は、それらを警告する表示がされており、他の農薬と明確に区分して保管している。  ⑤ 立ち入り可能な農薬保管庫の場合、通気性がある。  ⑥ ラベルが読める程度の明るさがある。  ⑦ ラベルに保管温度に関して指示がある場合には、それに従っている。</p>		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
24.4.2	重要	誤使用防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農薬は、購入時の容器のままで保管されている。</li> <li>② 農薬の取り違えを起こさないように保管している。</li> <li>③ 使用禁止農薬、登録失効農薬、最終有効年月を過ぎた農薬は誤使用を防ぐため、区分して保管している。</li> </ul>		
24.4.3	重要	農薬混入・汚染防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 使いかけの農薬は封をしている。</li> <li>② 農薬の転倒、落下防止対策を講じている。</li> <li>③ 農薬の流出対策を講じている。</li> <li>④ 保管庫の棚が農薬を吸収・吸着しないような対策を講じている。</li> <li>⑤ 農薬もれに備えて、こぼれた農薬を処理するための農薬専用の道具がある。</li> <li>⑥ 農薬が農産物や他の資材に付着しない対策を講じている。</li> </ul>		
24.4.4	必須	危険物の保管 (農薬)	発火性または引火性の農薬(油剤・乳剤等の危険物)を保管している場合は、農薬の販売店・メーカー等に保管方法を確認し、その指示に従って保管している。また、危険物の表示をしている。		
24.4.5	重要	農薬の在庫管理	農薬の在庫台帳には、入庫ごと、出庫ごとの記録がつけられており、記録から実在庫が確認できる。		
<b>24.5 農薬のドリフト</b>					
24.5.1	必須	ドリフト被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自分の圃場を含む周辺圃場で栽培されている作物を把握し、そこからの農薬のドリフトの危険性について認識している。灌漑用水を通じての農薬の流入などについての危険性も認識している。</li> <li>② 周辺の生産者とコミュニケーションをとる等によって、周辺地からのドリフト対策を行っている。</li> </ul>		
24.5.2	必須	ドリフト加害の防止	自分の隣接圃場を含む周辺地への農薬のドリフトを防ぐ対策を講じている。地下水・河川等の水系へ農薬流出を防ぐ対策を講じている。土壌くん蒸剤を使用する場合は、ラベルに従い被覆等をしている。		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
<b>24.6 残留農薬に関する検証</b>					
24.6.1	必須	残留農薬検査の サンプリング計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 残留農薬検査の計画を文書化している。</li> <li>② 残留農薬検査の計画は農場内で使用した農薬及びドリフトの可能性のある農薬のうち、残留の可能性が高いと思われる品目・農薬成分・収穫時期・場所からサンプルを選んでいる。</li> <li>③ 上記②で特に残留の可能性が高い成分を特定できない場合は、多成分一斉分析を行い、リスク評価に役立てている。</li> </ul>		
24.6.2	必須	残留農薬検査の 実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 管理点24.6.1に従って、年1回以上残留農薬検査を行い、農薬使用が適正であることを確認している。基準値を超過した場合には、管理点9.1.1の手順に従い、記録を残している。</li> <li>② 残留農薬検査の結果を保管している。</li> </ul>		
<b>25. 肥料等の管理</b>					
<b>25.1 肥料等の選択・計画</b>					
25.1.1	重要	肥料成分の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 購入した肥料はその成分がわかる文書を保管している。</li> <li>② 自家製堆肥等、成分表がないものについては、検査機関による分析または書籍等により標準的な成分量を把握している。</li> </ul>		
25.1.2	必須	適切な施肥設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 肥料管理の責任者が、施肥設計を行っている。</li> <li>② 施肥設計には、使用する肥料名と含有成分比率、10a当たりの投入量と成分量、施肥方法、施肥時期・タイミングが記載されている。施肥時期・タイミングは食品安全について配慮している。</li> <li>③ 施肥設計は、下記の情報をもとに、品質向上と環境保全のバランスを考慮していることを説明できる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 過去の生産実績(作物の収量、品質)と施肥結果との関係</li> <li>2) 土壌診断の結果</li> <li>3) 行政または農協の標準施肥量・栽培暦の標準施肥量</li> <li>4) 土づくり(管理点15.3参照)の必要性</li> <li>5) その地域及び下流域における肥料による水質汚染に関する情報</li> <li>6) 使用する肥料が地球温暖化に及ぼす影響(亜酸化窒素の排出)</li> </ul> </li> </ul>		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
25.1.3	必須	肥料等の安全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 肥料等に含まれる放射性物質が国の基準を超えていないことを確認している。</li> <li>② 行政による公定規格に合格した肥料以外の肥料等は、原材料(採取地等の由来を含む)、製造工程または検査結果を把握することにより、農産物に危害を及ぼす要因がないことを確認している。</li> <li>③ 堆肥、汚泥及び天然肥料は、病原微生物対策や雑草種子等の殺滅対策(例:堆肥化、低温殺菌、加熱乾燥、UV照射、アルカリ消化、自然乾燥、農業投入物の適用と作物の収穫の間の適切な時差を含む管理手段、またはこれらの組合せ)を実施している。</li> <li>④ 堆肥、汚泥及び天然肥料を扱った作業者、器具、設備、装置による農産物の汚染を防ぐ対策をしている。</li> <li>⑤ その他水源や土壌を汚染する可能性のあるものを圃場に入れていない。</li> <li>⑥ 糞尿の利用については、「廃水と糞尿の安全な使用に関するWHOガイドライン」を考慮している。未処理の汚泥を使用していない。</li> </ul>		
<b>25.2肥料等の使用と記録</b>					
25.2.1	必須	肥料等の使用記録	<p>肥料等の使用について下記の内容を記録している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 施肥した場所(圃場名等)</li> <li>② 施肥日</li> <li>③ 肥料等の名称</li> <li>④ 施肥量</li> <li>⑤ 施肥方法(散布機械の特定を含む)</li> <li>⑥ 作業者名</li> </ul>		















### 環境省指針等

環境大臣が掌握する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件

### 厚生労働省指針等

食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）  
食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品事業者の記録の作成及び保存について

労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める機械の種類を定める告示

食品、添加物等の規格基準

チェーンソー取扱作業指針

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

### 文献等

Codex 生鮮果実・野菜衛生実施規範

Codex CAC/RCP-1 (1969) 食品衛生の一般原則

Codex CAC/RCP-1 (1969) 食品衛生の一般原則 付属書 HACCPシステムおよびその適用のためのガイドライン

GFSI Benchmarking Requirement Ver. 7.1

日本施設園芸協会 生鮮野菜衛生管理ガイド

日本生活協同組合連合会 適正農業規範

全国食用きのこ種菌協会 安心きのこ生産マニュアル

社団法人日本植物防疫協会編 地上防除ドリフト対策マニュアル

ISO/IECガイド51:2014

ISO22000 : 2005

ISO9001 : 2015/ISO9000:2015

ILO条約

WHO Guidelines For The SAFE USE OF WASTEWATER, EXCRETA AND GREYWATER

WHO 飲用水の水質基準のガイドライン（第4版）



一般財団法人日本GAP協会  
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番29号  
日本農業研究所ビル 4階  
TEL : 03-5215-1112 FAX : 03-5215-1113  
ホームページ : <http://jgap.jp>  
Eメール : [info@jgap.jp](mailto:info@jgap.jp)  
2018年5月